市役所 ☎052-400-2911









初めての子、どんなところに 遊びに行けばいいの?

忙しくて、自分の時間が とれなくてイライラする

包括支援センター



子育てのこと、どん なことでもお話し ください。

子育てコンシェルジュ (保育士)

支援センター ☎052-400-2911 30分~午後5時 ※ただし、祝日及び年末年始を除く。)

子どもは日に日に成長します。成長にともない子育ても変化 します。子どもの成長に合わせた遊びやかかわり方など、ご相 談ください。

- ●乳幼児健康相談
- ●母乳·卒乳相談
- ●ファミリー・サポート・センター

【子育て期の利用施設】

- ●子育て支援センター
- ●児童館・児童センター
- ●一時保育、病児保育、病後児保育
- ●保育園、幼稚園
- ●放課後児童クラブ など





ぴよぴよの会

子育て支援センター、児童館・児童センターでは、体操・手遊び親子遊び・季節 行事を通して、地域の乳幼児を抱える親子の交流、仲間づくりをします。 清須市にお住まいの未就園児の方なら、どなたでもご利用できます。 詳しくは、各子育て支援センター、児童館・児童センターにお尋ねください。



キヨスマ





れからお母さんになる

「母子保健コーディネーター(保健師・助産師)」と「子育てコンシェルジュ(保育士)」が連携し、 妊娠・出産期から子育て期にわたる相談や支援をワンストップで行う「子育て世代包括支援 センター」を市役所北館2階に設置しました。

お気軽にご利用ください。



娠

妊娠の届出の際にお話 をお聴きし、妊娠中の過ご し方や出産に向けサポート します。

- ●母子健康手帳交付
- ●パパママ教室
- ●妊産婦健康相談
- ●妊婦電話相談



赤ちゃん大きくなっているかな? 母乳足りているか心配…

> 夜泣きがひどいけど どうすればいいのかな?

ご出産後、家庭訪問などでお母さんの体調や赤ちゃんの発育や育 児、予防接種や産後ケアについてお話しします。電話での相談も行っ ています。

- ●乳幼児訪問(保健師·助産師)
- ●こんにちは赤ちゃん訪問(母子保健推進員)
- ●産後ケア(訪問型・宿泊型)
- ●産前産後ヘルパー

子育て世代

妊娠や出産のこと など一緒に考え ます。



母子保健コーディネーター (保健師·助産師)

【問合せ】子育て世代包括 [健康推進課(北館2階)内](月~金曜日午前8時

その他にこんなことも・・・



パパママ教室(予約制)

妊娠中から産後の健康についてのお話、パパの妊婦体験や沐浴実習です。 安心して赤ちゃんを迎える準備ができるよう、一緒に学びましょう。 妊娠中から、お気軽にご相談ください。

★広報清須や市ホームページ、子育てアプリ でも、詳しく掲載しています。ご覧ください。



土・日曜日や祝日、夜間を問わず手数料なしで納めることができるコンビニ納付をご利用ください。なお、 これまでどおり金融機関又は会計課(北館1階)で納めることもできます。

4月からコンビニで納められる保険料

- ●介護保険料
- ●後期高齢者医療保険料

注意 4月以降に発行されたバーコード印刷 のある納付書で、ご納付ください。

バーコードが あるもののみ、 コンビニで納 付できます。



これまでどおりコンビニで納められる税金

- ●個人市県民税(普通徴収)
- ●固定資産税·都市計画税
- ●軽自動車税
- ●国民健康保険税

取扱いできるコンビニ一覧

- ●セブンーイレブン ●ローソン ●ファミリーマート ●サークルK ●サンクス ●デイリーヤマザキ
- ●ヤマザキデイリーストアー ●ヤマザキスペシャルパートナーショップ ●ニューヤマザキデイリーストア
- ●ミニストップ ●セイコーマート ●ポプラ ●生活彩家 ●くらしハウス ●コミュニティ・ストア
- ●セーブオン ●MMK(マルチメディアキオスク) ●ハマナスクラブ ●スリーエイト

※コンビニで納付できない場合があります。ご注意ください。

次の場合は、いままでご利用の金融機関又は会計課(北館1階)で納めてください。

●納期限が過ぎている場合 ●金額が訂正されている場合 ●「コンビニエンスストアでは納付でき ません。」と印字がある場合 ●納付書1枚あたりの納付金額が30万円を超える場合 ●平成30 年3月までに発行された納付書を利用する場合 ●コンビニ用バーコードが読取れない場合

■問合せ 収納課(北館2階)

納税。納付のとよみ

平成30年度の納税・納付は、次表のとおりです。税金は、社会 を支える柱です。納期内の納税・納付にご協力をお願いします。

2月 28 28 28 28 31 (木)	後期高齢者医療保険料(第8期)介護保険料(第6期)固定資産税・都市計画税(第4期)	2 月
1 平成 3131年 木)	後期高齢者医療保険料(第7期) 市民税・県民税(第8期)] 月
12 月 25 日(火)	後期高齢者医療保険料(第6期)介護保険料(第5期)国民健康保険税(第7期)固定資産税・都市計画税(第3期)	12 月
11月30日(金)	後期高齢者医療保険料(第5期)国民健康保険税(第6期)	11 月
10月31日(水)	後期高齢者医療保険料(第4期) 介護保険料(第4期) 国民健康保険税(第5期) 市民税·県民税(第3期)	10 月
10月1日(月)	後期高齢者医療保険料(第3期)国民健康保険税(第4期)	9 月
8月31日(金)	後期高齢者医療保険料(第2期) 介護保険料(第3期) 国民健康保険税(第3期) 市民税·県民税(第2期)	8 月
7 月 31 日(火)	後期高齢者医療保険料(第1期)国民健康保険税(第2期)固定資産税:都市計画税(第2期)	7 月
7月2日(月)	介護保険料(第2期) 市民税·県民税(全期・第1期)	6 月
5月3日(木)	軽自動車税(全期) (全期・第1期)固定資産税・都市計画税	5 月
5月1日(火)	介護保険料(第1期)国民健康保険税(第1期)	4 月
納期限日	税金等の種類	納期月

納税・納付には、納め忘れが無い、便利な『口座振替』をご利用ください!

預貯金口座からの自動引落は、納期限日が振替日となります。

口座振替の申込手続き

- ●あなたの預貯金口座のある次の金融機関で取扱います。 三菱UFJ銀行、十六銀行、大垣共立銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、中日信用金庫、岐阜信用金庫、い ちい信用金庫、瀬戸信用金庫、西春日井農業協同組合、ゆうちょ銀行、郵便局
- ●預貯金通帳·印章(通帳届出印)をご持参のうえ、市内の前記金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入 し、お申込みください。なお、口座振替の開始は、依頼書を提出した月の翌月末以降からとなります。
- ※納期限後の納付については、法律に定められた延滞金が課されます。
- ■問合せ 収納課(北館2階)



清須市議会議員一般選挙

投票日4月15日(日)午前7時~午後8時

期日前投票 4月 9日(月)~14日(土) 午前8時30分~午後8時

ところ 清須市役所北館2階会議室

※土曜日、夜間の出入口は、清須市役所北館1階正面玄関と 地下1階東出入口のみです。

開 票 即日開票 午後9時から

ところ アルコ清洲

※詳しくは、後日配布します「選挙特集号」をご確認ください。



■問合せ 市選挙管理委員会事務局[防災行政課(北館3階)内]

市役所の組織機構変更のお知らせ

4月から、市民参加・市民協働の推進に向けて、市の方向性を検討するため、企画政策課内に市民協働係を設置し、南館1階で業務を開始しました。

また、一体的に市街地整備を推進するため、地域開発課を廃止し、都市計画課内に**区画整理係**を設置しました。



■問合せ 人事秘書課(北館3階)

税だより

平成30年度 固定資産税

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋の納税義務者の方が、市内で課税されている土地・家屋の価格等が記載された縦覧帳簿を無料で縦覧することができます。

■固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方が関係する資産の課税台帳(名寄帳)を、無料で交付することができます。 また、借地・借家人の方も、対象物件に限り閲覧が可能です。その場合、賃貸借契約書等の提示が必要です。

縦覧・閲覧期間 4月2日(月)~5月31日(木) (ただし、土・日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分~午後5時15分

縦覧・閲覧場所 税務課(北館2階)

象 市内に土地·家屋を所有する納税義務者の方

※納税義務者が法人である場合は、法人の代表者印もしくは代表者印が押された委任状が必要です。

縦覧・閲覧の持ち物

対

本人確認ができるマイナンバーカード(個人番号カード)·運転免許証·住基カード·パスポート·健康保険証·年金手帳などをお持ちください。

■固定資産税・都市計画税の納期変更

平成30年度の固定資産税·都市計画税は、清須市税条例等の改正により、第1期の納期を4月から1か月遅らせ、5月1日(火)~31日(木)に変更します。

なお、納税通知書は、5月1日(火)に発送する予定です。

■問合せ 税務課(北館2階)

市役所 ☎052-400-2911

国民健康保険からのお知らせ

■問合せ 保険年金課(北館1階)

国民健康保険税第1期分の納税通知書等をお送りします

平成30年度の国民健康保険税は、1年分を8回に分けて納めていただきます。

4月の第1期分は平成29年中の所得が確定していないため、仮算定保険税として、前年度の年間 保険税相当額(年度途中から加入された世帯の場合は、1年間に換算した額)の8分の1の額を納めて

平成30年度の年間保険税額は、7月中旬頃にお送りする保険税納税通知書等でお知らせし、仮算 定額を差引いた額を第2期から第8期までの7回に分けて納めていただきます。

なお、平成30年4月1日以降に加入された方は、7月に納税通知書等を送付します。

■65歳以上の方で国民健康保険税を年金特徴で納めている方へ

65歳以上の方で国民健康保険税を特別徴収されている方は、平成30年度の保険税が確定してい ないため、4月~8月の税額については、2月の年金支給時に特別徴収させていただいた同額を特別 徴収させていただきます。

平成30年度の年間保険税額は、7月中旬頃にお送りする保険税納税通知書でお知らせし、仮徴収 の税額を差引いた金額を10月~翌年2月の年金支給時に特別徴収させていただきます。

平成30年度国民健康保険人間ドック補助金のご案内

市国民健康保険保健事業として、30歳以上の被保険者の皆さんが医療機関で受診する、特定健診 **の項目をすべて含む人間ドックの費用の一部を補助**します。

●人間ドック受診時に市国民健康保険の加入者(社会保険・健康保険・共済組合・後期高齢 者医療保険等に加入している方は除く。)で30歳以上の方

●市税に滞納がない方

人間ドック受診費 補助対象

上限1万5000円(年度内1人1回まで)

※平成31年2月1日以降の受診については、補助の対象となりませんので、ご了承ください。

申請までの流れ

①保険年金課(北館1階)にて申請書の受取り

4月2日(月)から「補助金交付申請書」をお渡しします。(ただし、土·日曜日、祝日及び年末年始を除 く。)受付時間は、午前8時30分~午後5時です。

②任意の医療機関にて人間ドック受診

平成31年1月末までに受診し、費用は各自支払いを済ませてください。

③保険年金課(北館1階)へ申請

「補助金交付申請書」、領収書及び検診結果をご持参ください。指定口座へ補助金を振込みます。

申請に必要なもの

- ●補助金交付申請書 ●宣誓書兼市税納入状況確認同意書
- ●医療機関発行の領収書(「人間ドック受診費」と記載されているものに限る。)
- ●特定健診の項目(「清須市国保特定健診・特定保健指導」(広報清須今月号折込)を参照)をすべて 含む人間ドックの健診結果票
- ●振込口座番号のわかるもの ●印鑑

申請期間 平成31年2月28日(木)まで

日本年金機構からのお知らせ ■問合せ 名古屋西年金事務所☎052-524-6855

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険 料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。申請には、原則としてマイナンバー(個人番 号)を記入いただきます。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修 学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計 算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得のめやす 118万円+(扶養親族等の数×38万円)





■問合せ 保険年金課(北館1階)·愛知県後期高齢者医療広域連合☎052-955-1223

■平成30・31年度の保険料率について

後期高齢者医療制度では、財政運営を2年間としており、この期間の医療費の財源に充てるため、保険料の改定を行います。

平成28・29年度の保険料

所得割率 9.54% 均等割額 4万6,984円



平成30・31年度の保険料

所得割率 8.76% 均等割額 4万5,379円

※平成30年度保険料については、被保険者1人当たりの医療費が減少したことなどにより、平成28·29年度と比べ、3.19%の減少となりました。

【愛知県1人当たり平均保険料】

平成28•29年度

8万5,587円



8万2.861円

■保険料の計算方法

保険料は所得金額に応じて計算されます。

所得割額 (所得金額-33万円) ×所得割率8.76%



均等割額 被保険者1人当たり 4万5,379円



保険料(年額) (限度額62万円) ※100円未満切捨て

※年金所得のみの方は、「年金収入-公的年金控除額」が所得金額となります。

■保険料賦課限度額の改定について

平成30年度から国の基準に合わせて、保険料賦課限度額の改定を行います。これにより、所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

57万円



62万円

■所得の低い世帯の方の保険料の軽減について

●被保険者均等割額の軽減(1人当たり軽減額)

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を次のとおり軽減します。

9割軽減(4万482円減)

- ○所得金額の合計が33万円以下
- ○被保険者全員年金収入が80万円以下 (その他の所得がない)
- 8.5割軽減(3万8,573円減) ○所得金額の合計が33万円以下 ○9割軽減にあてはまらない

5割軽減(2万2,690円減) ○所得金額の合計が33万円を超え 33万円+(27.5万円×世帯の被保険者 数)以下 2割軽減(9,076円減) ○所得金額の合計が33万円を超え 33万円+(50万円×世帯の被保険者 数)以下

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。 ※収入状況や世帯の構成によって、基準が異なります。

●平成30年度から国の基準に合わせて、5割軽減、2割軽減の対象を拡大しました

○5割軽減の拡大 (拡大前) 33万円+(27万円×世帯の被保険者数) (拡大後) 33万円+(27.5万円×世帯の被保険者数)

○2割軽減の拡大 (拡大前) 33万円+(49万円×世帯の被保険者数)

(拡大後) 33万円+(50万円×世帯の被保険者数)

※所得割額の軽減について

これまで一定の所得以下の方の所得割額を軽減してきましたが、平成30年度から制度の見直しにより、所得割額軽減制度は廃止されます。

■職場の健康保険などの被扶養者について

これまで職場の健康保険などの被扶養者で、自分の保険料を納めていなかった方は、保険料の被保険者均等割額が5割軽減され、所得割額が課されません。

※軽減割合については制度の見直しにより、平成30年度から7割軽減→5割軽減となります。

介護保険についてのお知らせ

高齢福祉課(北館1階) ■問合せ

65歳以上の方の介護保険料の改定について

第7期介護保険料は、平成30~32年度の3年間の介護給付費の見込みを基に決定します。高齢 化の進展により、介護を必要とする方も増えてきており、介護給付費も年々増加しています。介護給 付費準備基金を活用するなどして介護保険料の上昇を抑えるよう努めていますが、この度の見直し により次のとおり保険料を改定することとなりました。

介護保険制度は、介護を必要とする方やその家族を社会全体で支える制度です。介護保険料は、介 護給付費の貴重な財源となっていますので、ご理解とご協力をお願いします。

対 象			年 額	
		所得段階	第6期 (平成27~29年度)	第7期 (平成30~32年度)
生活保護を受給している方				
	老齢福祉年金を受給している方	第1段階	2万6,900円(2万7,900円
	前年の合計所得金額+課税年金収入額 が80万円以下			2/]/,900[]
市民税非課税	前年の合計所得金額+課税年金収入額 が80万円超え120万円以下	第2段階	4万1,800円	4万3,500円
	前年の合計所得金額+課税年金収入額 が120万円超え	第3段階	4万4,800円	4万6,600円
世帯に市民税課税者がいて	前年の合計所得金額+課税年金収入額 が80万円以下	第4段階	5万2,600円	5万4,700円
本人が市民税 非課税	前年の合計所得金額+課税年金収入額 が80万円超え	第5段階	5万9,800円	6万2,100円
	前年の合計所得金額が120万円未満	第6段階	7万4,700円	7万7,700円
本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円以上 200万円未満	第7段階	7万7,700円	8万 800円
	前年の合計所得金額が200万円以上 300万円未満	第8段階	8万9,700円	9万3,200円
	前年の合計所得金額が300万円以上 400万円未満	第9段階	9万5,600円	9万9,400円
	前年の合計所得金額が400万円以上	第10段階	10万1,600円	10万5,600円

介護保険制度における所得指標が変わりました(平成30年4月から)

- ①現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を 控除した額を用いることとなります。
- ②市民税世帯非課税又は本人非課税の所得段階判定のみ、現行の所得指標である合計所得金額か ら、公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとなります。

·ビス変更のお知らせ

4月から老人福祉車(シルバーカー)購入補助事業に加え、新規事業として<mark>杖購入補助</mark>を開始しました。

	対 象	申請(必要なもの)	補助金額
杖(一本杖)	65歳以上の高齢者で 外出の際に杖等を必要 とする方	①領収書 ②カタログ等 ③印鑑	購入費用の2分の1 (最高1,500円)
シルバーカー	同上	同上	購入費用の2分の1 (最高5,000円)

■問合せ 高齢福祉課(北館1階)



気象庁が、平成29年7月から雨による災害発生の危険度の高まりを評価する技術を活用して、大 雨·洪水警報を改善するとともに、危険度分布の提供を開始しました。

■新たな「指数」の大雨警報(浸水害)、洪水警報の発表基準を導入

これまで、浸水害や長さ15キロメートル未満の中小河川で発生する洪水害に対しては、あらかじ め設定した「雨量」の基準に到達すると予想される場合に、大雨警報(浸水害)や洪水警報を発表して 警戒を呼びかけてきました。また、長さ15キロメートル以上の河川で発生する洪水害については、雨 が地表面や地中を通って川に集まり流れ下ってくるまでの時間差を考慮した流域雨量指数の基準を 用いて、洪水警報の発表判断を行ってきました。

これを、昨年(平成29年)の出水期からは、浸水害については、大雨警報(浸水害)の発表判断に、 「雨量」そのものではなく、雨の地表面での溜まりやすさを考慮した表面雨量指数を用いる方法に変 更しました。また、長さ15キロメートル未満の中小河川で発生する洪水害についても、流域雨量指数 の対象河川を拡大して、流域雨量指数を用いて、洪水警報の発表判断を行うよう変更しました。

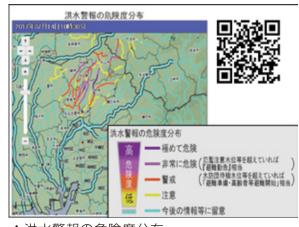
警報の危険度分布の提供

平成25年6月から提供中の「土砂災害警戒判定メッシュ情報」に加え、浸水害(大雨警報(浸水害の 危険度))や洪水害(洪水警報の危険度)についても警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで危 険度が高まるかを面的に確認することができ、危険度を5段階に判定し、色分け表示で一目で分かる 「危険度分布」の提供を開始しました。

▼大雨警報(浸水害)の危険度分布

https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html





▲洪水警報の危険度分布

https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html

出展:気象庁ホームページ(http://www.jma.go.jp/jma/kjshou/know/bosai/riskmap.html) ■問合せ 名古屋地方気象台☎052-751-5124

ぜひ登録してください! 「あんしん・防災ねっと」

「あんしん・防災ねっと」とは、次の情報 を携帯電話で確認できるサービスです。 メール配信にはアドレス登録が必要で

すので、ぜひ登録してください。



避難場所検索 検索情報 休日急病診療

メール配信登録

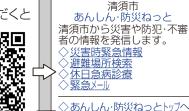
次のメールアドレスに空メール(タイトル、本文なし)を送っていただくと 仮登録ができます。

kiyosu-address@anshin-bousai.net 右記QRコードにアクセスしていただいても登録できます。 (緊急メール→登録・変更・解除→新規登録・登録内 容の変更・解除)

検索情報

QRコードにアクセスしていただくか、次のアドレスにア クセスしていただくと検索できます。

https://www.anshin-bousai.net/~kiyosu/index.html



休日急病診療 緊急メール

あんしん・防災ねっとトップへ

■問合せ 防災行政課(北館3階)

新川地区●可燃ごみ収集■坂町、東町、中河原、下河原…<mark>毎週火・金曜日</mark>■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島線より南側)…<mark>毎週火・金曜日</mark>●外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…<mark>毎週月・木曜日</mark>豊町、西堀江(名鉄津島線より北側)…<mark>毎週月・木曜日</mark>■寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…<mark>毎週火・金曜日</mark>

健だより

ごみ減量のための補助制度変更のお知らせ "ごみ減量に協力するとともに、堆肥づくりを始めてみませんか"

市では、循環型社会を創出する一環として、次のものの購入に対し補助を行っています。生ごみを 減らし、花や野菜への肥料としてご活用ください。

なお、平成30年度から次のとおり、補助上限額等が変更になりました。詳しくは、生活環境課(北館 2階)へお問合せください。

補助対象品	補助基準	補助限度
電動生ごみ処理機	購入本体価格の1/2(上限1万5,000円)	1基/世帯
生ごみ(剪定枝・刈り草、落ち葉等を含む。)処理容器	購入本体価格の1/2(上限3,000円)	1基/世帯
ダンボールコンポスト(セット一式)	購入本体価格の1/2(上限1,000円)	1セット/年度
基材一式(ココピート·もみ殻くん炭·ダンボール)	購入本体価格の1/2(上限400円)	3基材/年度

■問合せ 生活環境課(北館2階)

平成30年度住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金申請のお知らせ

市では、地球温暖化防止の一環として、住宅用太陽光発電システムを始めとする地球温暖化対策設備 を設置する方に予算の範囲内で補助金を交付します。平成30年度から補助対象設備が拡大されました。

自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を居住用に供する建物に 限る。)に住宅用地球温暖化対策設備を設置する方

補助対象設備【補助金額】

- ●住宅用太陽光発電システム(10キロワット未満) 【太陽電池モジュールの最大出力値(単位:キロワット)×1万3,200円 限度額:4キロ ワット 5万2,800円】
- ●家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 【1基につき1万円】
- ●家庭用燃料電池システム 【1基につき5万円】
- ●定置用リチウムイオン蓄電池 【1基につき5万円】
- ●電気自動車等充給電設備 【1基につき2万5,000円】
- ※補助金は、愛知県からの補助金も含む金額です。



申請方法

4月2日(月)から生活環境課(北館2階)で先着順に申請を受付けます。ただし、郵送、電子メール、ファッ クスによる申請は、受付けていません。申請書類は、生活環境課(北館2階)でお渡しします。また、市ホーム ページからダウンロードすることもできます。

※**予算額に達した時点で、受付終了**とさせていただきます。

その他

必ず設置する前に申請してください。(設置後の申請は、補助対象となりません。) 完了実績報告書は、申請した年度内に必ず提出してください。

市税の滞納がある方は、補助が受けられません。

■問合せ 生活環境課(北館2階)

事業系ごみは、自らの責任において適正に処理をすることになっています。 会社、工場、事務所や店舗(飲食店等)など営利を目的とするものだけでなく官公署、学校などの公共施設も含めて、事業活動から出されるごみをいいます。 事業者の皆さんは、市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者(次表参照)と

個々に契約をし、事業系ごみ袋(許可業者から受取り)でごみを出してください。



市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表(五十音順)

事業者名	連絡先	事業者名	連絡先
IBミヤザワ(株)	052-445-0014	㈱海部清掃	052-441-5353
オオブユニティ(株)	052-501-4811	㈱オールサービス	052-441-0585
(有)岡田商店	052-433-0386	(有)ケーアイ	0568-24-0279
㈱三清社	052-584-7272	東海装備㈱	052-432-5130
永井産業㈱	052-400-8211	丸真㈱	0587-23-5181
丸二衛生侑)	0567-96-4402	㈱宮崎	052-409-2285

■問合せ 生活環境課(北館2階)



市浄化槽補助金制度のお知らせ

市では、家庭用浄化槽の清掃補助として年1回清掃費の4割補助を行っています。(下水道接続工 事に伴う清掃を含む。)下水道の供用開始のあった区域は、供用開始後1年以内に行った清掃につい ての補助が最後となり、その後の補助はありませんのでご注意ください。

例)平成30年3月31日に公共下水道が供用開始した区域

平成30年4月1日~平成31年3月31日に清掃をした場合

平成31年4月1日以降に浄化槽を清掃した場合

※以降、公共下水道供用開始となった区域は、同様の方法で実施していきます。

■問合せ 生活環境課(北館2階)

使用済み天ぷら油の回収場所が拡大されました!

市では、「使用済み天ぷら油」のボックス回収を行っています。今まで可燃ごみとして廃棄されていた 家庭用天ぷら油を回収し、燃料や飼料として再利用されるようにしています。

回収の対象となる油

家庭から排出されるサラダ油、コーン油、ごま油、オリーブ油などの食用植物油 ※事業所の油、ガソリン·灯油等の鉱物油やラードなどの動物性油は出さないでください。

- ①ご家庭で使用済み天ぷら油をペットボトルなど透明プラスチック容器に入れ、こぼれないようにしっ かりふたを閉めてください。
- ②使用済み天ぷら油回収ボックスに、ボトルごとに入れてください。 ※ガラスびんや一斗缶等での排出は、やめてください。

回収場所

- ●市役所南館 正面玄関ロビー
- ●西枇杷島資源ステーション
- ●清洲資源ステーション
- ●新川資源ステーション
- ●春日資源ステーション
- ※回収日時については、市役所の開庁時間内及び資源ステーション開設時間内です。

■問合せ 生活環境課(北館2階)



市内で出されたごみ・資源物を、市の許可業者以外の者が収集運搬(持ち去り)す ることは、「清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により禁止されてお り、違反した場合、20万円以下の罰金が科せられます。

持ち去りを見かけた場合は、警察又は市にご連絡ください。その場合、わかる範 囲で結構ですので、日時・場所・ごみの種類・車の種類(車両ナンバー)・行為者の特徴

などお知らせください。また、トラブルを避けるために、持ち去り行為を行っている者に接触しないでく ださい。市民の皆様のご協力をお願いします。

■問合せ 生活環境課(北館2階)

今月のエコチャレンジ

- ▶捨てればごみ、分ければ資源。排出ルールに従って、分別して リサイクルに回しましょう。
- ●古紙、空容器などは、分別して資源回収に出しましょう。

【出典:エコチャレ手帳2018(愛知県)】





■問合せ 生活環境課(北館2階)

新川地区●プラスチックごみ収集■坂町、東町、中河原、下河原…<mark>毎週土曜日</mark>■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島 線より南側)…<mark>毎週水曜日■</mark>外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…<mark>毎週土曜日</mark>■豊町、西堀江(名鉄津 島線より北側)…<mark>毎週土曜日■</mark>寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…<mark>毎週水曜日</mark>

4月6日~15日は春の全国交通安全運動

新年度を迎え、就職や進学等、新しい生活が始まります。不慣れな交通環境での通勤・通学、また徒歩や自転車による外出の増加、歓送迎会や花見等での飲酒の機会の増加等、様々な要因により交通事故が発生しやすくなっています。

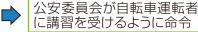
皆様の交通安全意識を高め、交通事故を防止するためにも、4月6日~15日は春の全国交通安全運動を実施します。歩行中も、自転車や自動車の運転中も、交通ルールをしっかり守るようにしましょう。

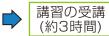
<運動重点>

- ●歩行中の子ども·高齢者と高齢ドライバーの交通事故を防止しよう
- ●歩行中·自転車乗用中の交通事故をなくそう
- ●後部座席を含めたすべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
- ●飲酒運転を根絶しよう

<自転車運転者講習制度~危険行為を繰り返す14歳以上の自転車運転者が対象~>

自転車運転者が危険行為を繰り返す ※3年以内に2回以上





自転車も、車の仲間です。信号無視、一時不停止、飲酒運転、傘差し運転、ながらスマホ運転等は絶対にやめましょう。みんなでルールを守り、自転車を安全に利用しましょう。

※横断歩道を横断中の事故が発生しています。横断歩道は歩行者優先です。横断歩道を横断中や横断 しようとしている歩行者がいたら、必ず止まりましょう。

■問合せ 防災行政課(北館3階)

運転免許証を自主返納された方へ あしがるバスの無料乗車券を発行します

清須市住民基本台帳に記録されている満65歳以上の方で運転免許証を自主返納し、必要書類を添付して所定の申請書を提出した方に、あしがるバスの「無料乗車券」を発行しています。

変更点

項 目	内 容
対 象	申請時点で65歳以上の方
支 援 内 容	あしがるバス無料乗車券(発行日から 1 年間)
申請方法	①県内の警察署等に運転免許証を自主返納してください。 ②自主返納後、交付申請書に添付書類(警察署等発行の「申請による運転免許の取消通知書」 の写し等)を添えて、防災行政課(北館3階)へ申請してください。
申請期限	自主返納した日から1か月以内

特例措置として、平成29年11月2日から平成30年3月31日までの間に、運転免許証を自主返納された方は、4月30日までに申請を行うことで、改正後の制度の適用を受けることができます。詳しい内容は、下記へお問合せください。

■問合せ 無料乗車券の申請に関すること 防災行政課(北館3階) あしがるバスに関すること 企画政策課(北館3階)

ふるさと納税協賛者を募集しています

市では、「ふるさと納税」制度を活用して地元の特産品等のPR及び販売促進による地域経済の活性化を目的として、本市に寄附をしていただいた市外在住の方に、地元特産品等の商品をお礼品として贈呈しています。 お礼品提供に協力していただける「協賛者」を募集しています。

協賛者の要件 次のすべての要件に該当すること

- (1)市内に事業所を有する法人又は個人であること
- (2)市税に滞納のないこと
- (3)清須市暴力団排除条例に掲げる暴力団及び暴力団員でないこと

お礼品の要件

(1)市内で製造・販売・加工・原材料の生産をしていること又は本市の魅力をPRすることができること (2)お礼品の品質保持に関し、必要な配慮がされていること

お礼品の価格設定

お礼品の価格は、寄附金額の3割以内であること

例 寄附金額が1万円の場合お礼品の価格は、3,000円以内の品物となります。 取扱商品の販路開拓や市外へのPRができますので、この機会にぜひご検討ください。 事務手続き等、ご不明な点はお気軽にお尋ねください。

■問合せ 企画政策課(北館3階)





き 4月7日(土)

> 午前9時30分~午後4時 【荒天予備日 4月8日(日)】

ところ はるひ夢の森公園

- 内 容 ●ステージイベント
 - ●春日中学校吹奏楽部演奏 (主催:市観光協会)
 - ●模擬店·抽選会(主催:市商工会)

※まつり当日は、春日グランドと春日小学校グランドを臨時駐車場として開放しますが、例年 大変混雑しますので、乗り合わせてお越しください。

詳しくは、広報清須今月号折込のチラシをご覧ください。

■問合せ 市観光協会事務局[産業課(南館3階)内] ☎052-400-2911

市商工会 **☎**052-400-3008

ヘルプカードの配布を開始します

ヘルプカードは、外見からは分かりにくい障がい・疾患のある方やコミュニケーションをとること が困難な障がいのある方等が、障がい特性や希望する支援内容を記入し、携帯していただくもの です。

配布場所

- ●社会福祉課(北館1階)
- ●障がい者サポートセンター清須(市社会福祉協議会内)
- ●市ホームページからもダウンロードできます。

■問合せ 社会福祉課(北館1階)

はじめまして! 私が新しい 「広報清須 市民記者」です!

「広報清須 市民記者」に、この4月から新しいメンバーが 加わりましたので、ご紹介します。

地域の身近な話題やイベント等を取材して、「市民記者が

ゆく!まちなかWatch」を執 筆いただきます。市民の皆さ んも、イベント等で市民記者 を見かけたら、取材にご協力 ください。







竹内明彦 さん

自分なりの視点で、清須市を再発見できるような 記事をお届けできればいいなあと思っています。 他の市民記者の方にも教えていただきながら、 がんばりますので、よろしくお願いします。

■問合せ 人事秘書課(北館3階)

<mark>西枇杷島地区●可燃ごみ収集</mark>■県道西側…<mark>毎週火・金曜日</mark>■県道東側…<mark>毎週月・木曜日●不燃ごみ収集</mark>■県道西側…<mark>第1・3水曜日■</mark>県道東側…<mark>第1・3土曜日●プラ スチックごみ収集■</mark>県道西側…<mark>毎週土曜日■</mark>県道東側…<mark>毎週水曜日●資源収集■</mark>郷1部、郷2部、郷3部全域、グランドメゾン小田井、十軒町、新十軒町、橋詰町、砂 入町、日の出東部、ジャルダン、北問屋町東・西部、問屋町、平和ビル…毎月第2土曜日■大和全域、上砂入、サンコート西枇杷島、西枇公団、城並全域、宝マンシ